

# 大垣女子短期大学教務規程

(昭和52年4月1日制定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 大垣女子短期大学（以下「本学」という。）の教務事項に関しては、本学学則に規定するほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、転科等

### (二重学籍の取扱い)

第2条 本学の一の学科に在学すると同時に、他の学科又は他の大学等に在学することはできない。

2 他の大学等の休学期間に本学の学科に在籍しようとする者については、既在籍校において二重学籍が認められ、かつ本学の課程を支障なく履修できると判断されたときに、学長がこれを許可する。

### (学生証)

第3条 入学の手続を完了した者は、入学式後、学生証の交付を受け、常時携帯するものとする。

- 2 本学教職員から、学生証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 学生証を携帯しない者は、受講、受験並びに教室、図書館、レッスン室、その他本学の施設利用を認めない。
- 4 学生証の有効期限は、発行の日から卒業までとする。
- 5 学生証を紛失した場合は、ただちに再交付を申し出て、新たな学生証の交付を受けなければならない。
- 6 本学学生の身分を失ったときは、ただちに学生証を返還しなければならない。

### (休学)

第4条 学則第22条第1項により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署のうえ、学長の許可を得なければならない。

- 2 休学期間については、学則第23条に定めるところによる。
- 3 休学期間は、授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）を徴収しないものとする。ただし、休学期間中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

### (復学)

第5条 学則第24条により休学者が復学しようとするときは、復学願に保証人連署のうえ、学長の許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は、学期・学年度の始めとする。ただし、特別の事由がある場合に限り、この時期以外に復学を許可する場合がある。

### (退学)

第6条 学則第19条により退学しようとする者は、退学願にその事由を記し、保証人連署のうえ、学生証を添えて、学長の許可を得なければならない。

- 2 退学を願い出た者の退学の日付は、既納の授業料等の有効期限内とする。

### (再入学)

第7条 前条により退学した者が、再入学を願い出た場合、教授会の議を経て学長が許可する

ことがある。

- 2 再入学を希望する者は、再入学願にその事由を記し、学期・学年度の始めに再入学の手続料15,000円を添えて学長が命じた事務部局に願い出るものとする。
- 3 再入学を出願できる期間は、退学後1年以内とする。

(除籍)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、学長が除籍する。

- (1) 学則第5条第2項の規定により、修業年限の2倍に達しても卒業に必要な単位を修得できない者
- (2) 授業料等の納付期日を3か月経過してなお滞納している者
- (3) 休学期間を満了してなお復学願・退学願を提出しない者

(除籍の時期)

第9条 除籍の時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号については、前期末日、後期末日
- (2) 前条第2号については、授業料等の納付期日から3か月後の日
- (3) 前条第3号については、既納授業料等の有効期限内の日

(復籍)

第10条 第8条に定める除籍者のうち、同条第1項第1号に該当する者の復籍は認めない。

- 2 第8条第1項第2号及び第3号により除籍された者が、除籍の日から2か月以内にその月までの授業料等を添えて復籍を願い出た時は、学長が許可することがある。

(転科)

第11条 学則第21条により、転科をしようとする者が、転科願を提出した場合、教授会の議を経て学長が許可することがある。

- 2 転科に関し必要な事項は別に定める。

(コース等の変更)

第12条 所属する学科において履修すべき科目等を区別するコース等（これに類するものを含む）については、決定後の変更を原則として認めない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情が生じた場合で、教授会の議を経て学長が許可したときに限り、コース等の変更を認めることがある。ただし、卒業年次におけるコース等の変更は、いかなる場合もできない。
- 3 前項のコース等変更の手続等については、学長が定める。
- 4 第2項によりコース等を変更した者の変更前に履修した授業科目及び単位については、当該学科の授業科目及び単位として取り扱うものとする。

### 第3章 履修登録、試験及び単位の認定

(履修登録)

第13条 学生は、学年次の始め、所定の期日までに所定の手続により授業科目の履修登録を行うものとする。

- 2 他学科が開講する授業科目の履修を希望する場合、「他学科授業科目履修願」によって、履修登録期間中に学長が命じた事務部局に申請し、学長の許可を得なければならない。他学科授業科目を履修し、修得した単位のうち、教授会の議を経て学長が許可した場合、本学の卒業要件とみなす。

## (単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2以上の方法を併用して行う場合は、前第1号から第3号の組合せに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項第4号に規定する科目については、次のとおりとする。

学科	科目名
	該当科目なし

3 教育効果等を考慮して、第1項に定める基準によらない授業時数及び単位数とする授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 演習であるが30時間の授業をもって2単位とする科目

学科	科目名
音楽総合学科	ピアノI・II・III・IV、電子オルガンI・II・III・IV、 ピアノキャリア実践I・II・III・IV、ピアノ応用実践I・II・III・IV、 電子オルガンキャリア実践I・II・III・IV、電子オルガン応用実践I・II・III・IV、卒業研究I・II

- (2) 実習又は実技であるが40時間の授業をもって1単位とする科目

学科	科目名
	該当科目なし

## (単位の授与)

第15条 授業科目を履修し、成績の評価で合格点を得た者には所定の単位を与える。ただし、原則として開講時数の3分の1以上授業を欠席した者及び授業料等の未納者の単位は認めない。

## (定期試験)

第16条 定期試験は、原則として定期試験期間において実施する。

- 2 試験日程は、定期試験期間の1週間前に掲示で発表する。ただし、臨時あるいは特別に行われる試験はこの限りではない。
- 3 試験は筆記試験、実技試験、レポート、その他の方法による。
- 4 試験においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 試験中は、学生証を机上におき、受験すること。忘れた場合は、臨時学生証の交付を受けること。
  - (2) 無記名答案は無効となるので、氏名、学籍番号等を記入すること。
  - (3) 試験開始20分以上の遅刻、30分以内の退室はしないこと。
  - (4) 監督者の指示に従うこと。
  - (5) 受験中は不正行為をしてはならない。不正行為をした者は、学則第57条に基づき懲戒処分を受けることになる。

(追試験)

第17条 追試験は、定期試験を病気等止むを得ない事由により受験できなかった者に対して行う試験をいい、願出により試験を受けることができる。

2 追試験受験希望者は、定期試験終了後、1週間以内に事由を証明する書類を添付の上、「追試験受験申請書」を学長が命じた事務部局に提出しなければならない。

3 追試験は、特別の事由がない限り、1科目1回限りとする。

4 追試験料は、1科目400円とする。

(再試験)

第18条 再試験は、成績の評定が不合格となった科目に対して行う試験をいい、担当者が認める科目に限り受験することができる。

2 再試験受験希望者は、別に指定する期間内に「再試験受験申請書」を学長が命じた事務部局に提出しなければならない。

3 再試験は、特別の事由がない限り、1科目1回限りとする。

4 再試験料は、1科目600円とする。

5 再試験の成績は、合否で評価する。(合格は60点、不合格は60点未満とする)

(追実習)

第19条 実習科目において病気その他やむを得ない理由で欠席した者に対し、必要に応じて追実習を認めることができる。

2 前項の実習を認められた者は、欠席理由を証明する書類を添えて、学長が命じた事務部局に定められた期日までに追実習願を提出し、400円に実習日数を乗じた追実習費を納めなければならない。

3 前項に定める手続を行わなかった者には、追実習を認めない。

4 追実習の評価は、追試験の評価に準じて行うものとする。

5 追実習の評価が不合格であった場合、原則としてその補充の実習は行わない。

(再実習)

第20条 実習科目において評価が不合格になった者に対し、必要に応じて再実習を認めることができる。

2 前項の実習を認められた者は、学長が命じた事務部局に定められた期日までに再実習願を提出し、2,000円に実習日数を乗じた再実習費を納めなければならない。

3 前項に定める手続を行わなかった者には、再実習を認めない。

4 再実習の評価は、再試験の評価に準じて行うものとする。

(成績の評定)

第21条 成績は、100点満点とし、60点以上を合格、それに満たないものは不合格とする。

2 成績の評価は、課題への対応状況、授業への取組状況、授業期間中、授業期間以外の期間又は定期試験期間中に行われる筆記試験、実技試験又は口述試験、レポート、論文、作品等提出物の内容を適宜、シラバスに明記された基準に基づいて、評価の上、決定するものとする。

3 一度合格点を得た科目については、いかなる事情があっても再度履修することはできない。

4 成績の表示については、次のとおりとする。

成績	評価
90～100点	秀 (A A)
80～89点	優 (A)
70～79点	良 (B)
60～69点	可 (C)
0～59点	不可 (D)

5 成績は、学長が命じた事務部局が整理し、所定の時期に学科を通じて学生に知らせる。  
 (臨地実習等の履修要件)

第22条 歯科衛生学科は、2年次前期終了時までに卒業に要する科目（教養科目、専門基礎科目、専門科目を含む）のうち、3科目以上未修得科目がある場合は、臨床・臨地実習及び歯科総合演習を履修することができない。

ただし、単位未取得の授業科目が2科目となった場合であっても教育課程の編成上、臨床・臨地実習及び歯科総合演習を履修できないことがある。

(他の大学等における履修科目の単位認定)

第23条 学則第32条及び33条により、他の大学等において修得した単位を本学の授業科目の履修により修得した単位とみなして認定を受けようとする者は、単位認定申請書に当該大学等の単位修得証明書を添付して、所定の期日までに申請するものとする。

2 認定は、デザイン美術学科及び音楽総合学科については30単位、幼児教育学科及び歯科衛生学科については46単位を超えないものとし、教授会の議を経て学長が行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 学則第34条により本学入学以前に他の短期大学等において修得した単位を、入学後の本学における修得単位として受けようとする者は、前条第1項に準じて入学後1週間以内に申請するものとする。

2 認定は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条の本学で修得した単位数と合わせてデザイン美術学科及び音楽総合学科については30単位、幼児教育学科及び歯科衛生学科については46単位を超えないものとし、教授会の議を経て学長が行う。この場合において、学則第34条第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、デザイン美術学科及び音楽総合学科については45単位、幼児教育学科及び歯科衛生学科については53単位を超えないものとする。

(転入学生の既修得単位の認定)

第25条 学則第17条により、本学に転入学を許可された者の、転入学以前に在学した大学で修得した単位の認定等については、次のとおりとする。

(1) 当該学科が開設している学科に限り、かつ転入年次、前年次配当科目についてのみ単位を認定する。

2 転入学生の成績記載事項方法は「認定」表示をもってし、成績の評価は行わない。

第25条の2 この章で定める以外の履修、試験、成績評価及び単位の認定に関することは、必要な要項を定めて取り扱い、手続を行うものとする。

#### 第4章 卒業証書の日付等

(卒業延期者の日付)

第26条 本学に修業年限以上在学し、前期に卒業資格を得た者の卒業の日は、前期末日とする。  
 (卒業証書の再交付)

第27条 卒業証書の再交付は、これをしないものとする。

## 第5章 雜 則

(授業時間)

第28条 授業時間は、次のとおりとする。

(1) 各学科共通

〔月・火・木・金曜日〕

第1時限 9:00～10:30 第2時限 10:40～12:10

第3時限 13:00～14:30 第4時限 14:40～16:10

第5時限 16:20～17:50

〔水曜日〕

第1時限 9:00～10:30 第2時限 10:40～12:10

清掃 12:50～13:20 第3時限 13:20～14:50

第4時限 15:00～16:30 第5時限 16:40～18:10

(レポート提出)

第29条 レポート提出は、次のとおりとする。

(1) レポートは、レポート提出用紙をもって提出すること。

(2) 提出期限を厳守すること。(提出期日を経過したものは一切受理しない)

(3) レポート用紙の規格、その他必要な事項は、担当教員の指示に従うこと。

(証明書)

第30条 成績、在学、卒業、免許取得、資格取得等の証明書は、学長名をもって発行する。

2 和文の証明書手数料は、1通400円を納入するものとする。

3 英文の証明書手数料は、1通2,000円を納入するものとする。

4 発行には、原則として和文の証明書は3日間、英文の証明書は1週間以上を要する  
ものとする。

(委任)

第31条 この規程に定めなき事項については、学長が決定する。

(規定の改廃)

第32条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 附 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日より施行する。
2. 一部改正した本規程は、昭和54年4月1日から実施する。
3. 一部改正した本規程は、昭和55年4月1日から実施する。
4. 一部改正した本規程は、昭和56年4月1日から実施する。
5. 一部改正した本規程は、昭和57年4月1日から実施する。
6. 一部改正した本規程は、昭和58年4月1日から実施する。
7. 一部改正した本規程は、平成2年4月1日から実施する。
8. 一部改正した本規程は、平成4年4月1日から実施する。
9. 一部改正した本規程は、平成6年4月1日から実施する。
10. 一部改正した本規程は、平成9年4月1日から実施する。
11. 一部改正した本規程は、平成11年4月1日から実施する。

12. 一部改正した本規程は、平成13年4月1日から実施する。  
この規程の改廃については、教授会の意見を聴し理事会が決定するものとする。
13. 一部改正した本規程は、平成14年4月1日から実施する。  
なお第4条については、平成14年度入学生より適用する。
14. 一部改正した本規程は、平成15年4月1日から実施する。  
なお第8条・第17条及び第21条については、平成15年度入学生より適用する。
15. 一部改正した本規程は、平成16年4月1日から施行する。
16. 一部改正した本規程は、平成17年4月6日から施行する。
17. 一部改正した本規程は、平成18年4月1日から施行する。
18. 一部改正した本規程は、平成19年4月1日から施行する。
19. 一部改正した本規程は、平成20年4月1日から施行する。  
ただし、平成20年度入学生から適用し、既に在学する学生については、入学時の規程を適用する。
20. 一部改正した本規程は、平成21年4月1日から施行する。  
ただし、第16条、第17条、第20条第2項、第21条第2項については、平成21年度入学生から適用する。
21. 一部改正した本規程は、平成23年4月1日から施行する。
22. 一部改正した本規程は、平成25年4月1日から施行する。
23. 一部改正した本規程は、平成26年4月1日から施行する。
24. 一部改正した本規程は、平成27年4月1日から施行する。  
ただし、平成27年度入学生から適用し、既に在学する学生については、入学時の規程を適用する。
25. 一部改正した本規程は、平成28年4月1日から施行する。
26. 一部改正した本規程は、平成29年4月1日から施行する。  
ただし、平成29年度入学生から適用し、既に在学する学生については、入学時の規程を適用する。
27. 一部改正した本規程は、平成30年4月1日から施行する。  
ただし、平成30年度入学生から適用し、既に在学する学生については、入学時の規程を適用する。
28. 一部改正した本規程は、令和2年4月1日から施行する。
29. 一部改正した本規程は、令和3年4月1日から施行する。
30. 一部改正した本規程は、令和4年4月1日から施行する。
31. 一部改正した本規程は、令和5年4月1日から施行する。
32. 一部改訂した本規程は、令和6年3月1日から施行する。

## 大垣女子短期大学 履修に関する要項

(平成26年4月1日制定)

### (趣旨)

第1 この要項は、大垣女子短期大学（以下「本学」という。）学則及び本学教務規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2 授業科目の区分は、教養科目、専門基礎科目、専門科目とする。

(卒業要件)

第3 本学を卒業するためには、学則第35条及び第36条の規定により、本学に幼児教育学科及び歯科衛生学科にあっては3年以上、デザイン美術学科及び音楽総合学科にあっては2年以上在学し、本学学則別表2に定める授業科目の単位を修得し、幼児教育学科は合計95単位以上、デザイン美術学科は合計65単位以上、音楽総合学科は合計65単位以上、歯科衛生学科は合計97単位以上を修得しなければならない。

(単位数の計算)

第4 授業科目の単位数は、学則第29条の規定により計算するものとする。

2 前項の計算において、本学の授業時間は1時限90分の授業を2時間とみなす。

(履修登録)

第5 単位を修得するためには、第2に定める区分に従い、その年度の各学期に履修しようとするすべての授業科目の登録手続を定められた期限までに行わなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第6 各学期に履修できる単位数は、25単位を上限とする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

(1) 前学期までの成績評価に基づき算出した第18のGPA (Grade Point Average)をいう。以下同じ。) が3.5以上の場合

(2) 履修登録単位数の上限まで履修登録し、なお卒業に必要な単位数に達しない場合

3 次の授業科目の単位は、第1項の規定を適用しないものとする。

(1) 各学科及び総合教育センターが別に指定した履修上限除外科目

(2) 資格及び免許に関する科目

(学科指定科目の履修登録)

第7 学科又はその他履修指定のある授業科目は、原則として指定以外で履修することができない。

(履修登録の配当年次制限)

第8 上級年次に配当されている授業科目を、原則として下級年次の学生が履修することはできない。

履修の特例については別に定める。

(授業科目の受講制限)

第9 指定する授業科目に限り、受講定員を設けることができる。この場合には、選考又は抽選により受講者を決定する。

(授業科目の開講取消)

第10 受講登録者数が5名以下の授業科目は、開講を取り消すことができる。

(履修登録の無効)

第11 単位を修得した授業科目を登録することはできない。また、同一年度に同一科目を重複して登録することはできない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目も登録が無効とする。

2 履修登録していない授業科目の単位は、認定することができない。

(履修登録後の登録変更と取消)

- 第12 履修登録後、別に定める期間内に限り登録の変更、追加、取消をすることができる。
- 2 履修登録の内容に明らかな誤りがある場合には、別に定める期間内に訂正することができる。
  - 3 第10による授業科目の開講取消があった場合、当該授業科目の単位数内で追加登録できる。
  - 4 登録した授業科目を履修し、なお卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合、必要と認められる範囲内で追加登録することができる。

(資格及び免許に関する科目等の履修)

- 第13 資格及び免許に関する科目的履修方法及び順序等については、別に定める。

- 2 副専攻コース等を設けている学科の履修方法については、別に定める。

(単位の授与)

- 第14 学則第30条の規定により、授業科目を履修し成績の評価で合格点を得た者には、所定の単位を与える。

(成績評価及びその方法)

- 第15 学則第31条の規定により、授業科目を履修した者に対する成績評価及びその方法は、課題への対応状況、授業への取組状況を勘案し、授業時間中、授業時間以外又は定期試験期間中に行われる筆記試験、実技試験、口述試験、レポート・論文・作品等提出物を評価する方法によって行うことを原則とする。

- 2 成績評価については、シラバスに明記された到達目標及び基準に基づいて行うものとする。

(成績評価の基準)

- 第16 授業科目の成績評価は100点満点で行い、学則第31条の規定により、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。成績評価の得点は、教務規程第21条の規定により、5段階に評定するものとする。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、当該科目を失格とする。

- (1) 次のいずれかの事由により、授業科目担当者が点数による評価をすることを不可能と判断した場合
  - ア 出席不足（原則として開講時数の3分の1以上授業を欠席した場合）
  - イ 点数による評価に不可欠な作品やレポートの未提出
  - ウ 点数による評価に不可欠な試験の欠席

- (2) 定期試験又はこれに準じる授業における試験で、次のいずれかで授業担当者が不正行為と判断し、証拠もしくは本人の供述があり、学則第57条の規定により懲戒処分を受けた場合
  - ア 持込みや使用が禁止されているものを試験会場に持込み又は使用したとき
  - イ 他の学生の答案等を明らかに見た又は見たことを強く疑われる行為をしたとき
  - ウ 他の学生と許可なく物品の貸し借りをしたとき
  - エ 通信機器を許可なく使用したとき
  - オ 不正が疑われる行為と授業担当者が認め、3回以上注意しても改めなかったとき
  - カ その他不正行為と教授会で判定されたとき

(観点別評価の実施)

- 第17 授業科目では成績評価とともに、学生の学修成果を多面的にとらえるため、大垣女子短期大学教育に関する基本方針の到達指標に基づいた観点別の評価もあわせて行うものとする。

2 観点別評価の方法は原則として第15第1項と同じとし、観点及び基準とともにシラバスに明記するものとする。

(GPA)

第18 第16第1項の成績評価をもとにGPAを算出して履修登録等に活用し、成績表及び成績証明書にも記載する。

2 前項のGPA算出方法等については、別に定める。

(成績表の通知と成績調査)

第19 学生個々の成績評価については、成績表を所定の日時に配付するとともに保証人へ送付する。

成績評価に対して疑問がある場合は、別に定める期間内に学長が命じた事務部局に願い出ることができる。

(既修得単位の認定)

第20 学則第32条、第33条及び第34条の規定により、入学前も含めて、他の短期大学もしくは大学において履修した単位又は短期大学もしくは大学以外の教育施設等における学修を、デザイン美術学科及び音楽総合学科については30単位、幼児教育学科及び歯科衛生学科については46単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 第1項については、科目等履修生等として修得した単位をこれに含む。

4 第1項から前項の認定を希望する者は、学長が命じた事務部局に所定の手続をとらなければならない。

5 単位の認定方法については別に定める。

(復学、再入学者の履修と既修得単位の認定)

第21 復学又は再入学する者の履修については、復学又は再入学した年次の学生と同じ学則及び教務規程によるものとする。

2 退学又は除籍前に本学で修得した単位については、原則として修得した単位に基づいて単位認定する。

(雑則)

第22 学則、教務規程、その他規程及びこの要項に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は学長が定める。

2 この要項の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 附 則

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。平成26年度に本学の第1年次に入学する者から適用する。

2 この要項施行の際、前日から引き続き在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降に在学者の属する年次に復学又は再入学する者については、なお従前の例による。

3 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。